

草津市告示第252号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年5月20日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

令和8年度 軽自動車税納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名等

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和8年5月28日に送達があったものとみなす。

令和8年度 軽自動車税納税通知書

連番	氏名	調定年度	年度分
1	穴井 佑樹	令和8年度	令和8年度分
2	佐藤 みそら	令和8年度	令和8年度分
3	DUONG THI TO	令和8年度	令和8年度分
4	DINH TIEN CHUNG	令和8年度	令和8年度分
5	PHAN THI HUE	令和8年度	令和8年度分
6	HUSNI RANGGA SAPUTRA	令和8年度	令和8年度分
7	BUI BACH THANG	令和8年度	令和8年度分
8	HEMUTHAI WATTANA	令和8年度	令和8年度分
9	宮崎 和樹	令和8年度	令和8年度分

（令和8年5月20日揭示済み）

草津市告示第253号

指定管理者の軽微な変更について

令和5年草津市告示第304号により告示した事項に変更があったので、草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第11条第3項の規定により告示する。

令和8年5月20日

草津市長 橋 川 渉

1 公の施設

- 名 称 (1) 草津市立市民総合交流センター
(2) 草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場

- 所在地 (1) 草津市大路二丁目1番35号
(2) 草津市大路二丁目1番36号

2 指定管理者

名 称 キラリエ草津運営共同事業体

代表団体 草津市大路二丁目1番35号

草津商工会議所

会頭 北 村 嘉 英

構成団体 草津市大路二丁目1番35号

公益財団法人 草津市コミュニティ事業団

「理事長 辻 川 明 宏」を「理事長 明 石 芳 夫」に変更する

東京都品川区西五反田二丁目20番4号
タイムズ24株式会社

代表取締役 西 川 光 一

東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

株式会社東急コミュニティー

「代表取締役 木 村 昌 平」を「代表取締役 速 川 智 行」に変更する

3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(令和8年5月20日揭示済み)

草津市告示第254号

令和7年4月1日から令和8年3月31日までにあった住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項の規定による請求および第11条の2第1項の申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況について、当該請求にあっては同法第11条第3項の規定により、当該申出にあっては同法第11条の2第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年5月22日

草津市長 橋 川 渉

(1) 国または地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

国または地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
自衛隊滋賀地方協力本部	自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務として、募集案内の郵送等を行うため。	令和7年6月5日	平成19年4月2日～平成20年4月1日までに生まれた日本人男女
滋賀県	滋賀地域交通計画の策定に向け、住民基本台帳から無作為抽出した方に県民との公論熟議の場として実施する「未来アイデア会議」県民フォーラムに参加していただくことやアンケートにお答えいただくことで、交通政策に興味・関心のない	令和7年10月30日	令和7年9月1日時点で18歳以上の世帯主

方の声も広く聴取し、計画づくりに反映させるため。

(2) 個人または法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

申出者の氏名 (申出者が法人の場合にあっては、その名称および代表者または管理人の氏名)	利用目的の概要（委託者）	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人中央調査社会長 境 克彦	「テレビ視聴に関する調査」の実施のための対象者抽出（株式会社野村総合研究所）	令和7年5月8日	追分四丁目11番から八丁目末番までに住む平成21年6月末日までに生まれた日本人の男女
一般社団法人中央調査社会長 境 克彦	「国民生活に関する世論調査」の実施のための対象者抽出（内閣府大臣官房政府広報室）	令和7年6月17日	野路東に住む平成19年7月末日までに生まれた日本人の男女
一般社団法人中央調査社会長 境 克彦	「くらしと情報についてのおたずね」の実施のための対象者抽出（朝日新聞社メディア事業本部マーケティング部）	令和7年7月8日	追分南に住む平成22年8月末日までに生まれた日本人の男女
一般社団法人輿論科学協会理事長 井田潤治	「通信利用動向調査」の実施のための対象者抽出（総務省大臣官房総括審議官）	令和7年7月10日	追分南二丁目、西渋川一丁目、南笠東三丁目、駒井沢町に住む世帯主である平成17年4月1日までに生まれた男女
一般社団法人中央調査社会長 境 克彦	「気候変動に関する世論調査」の実施のための対象者抽出（内閣府大臣官房政府広報室）	令和7年7月15日	青地町5番地から75番地までに住む平成19年8月末日までに生まれた日本人の男女

一般社団法人 新情報センタ ー事務局長 山本 恭久	「飲酒・喫煙 ・くすりの使 用についての 全国調査」の 実施のための 対象者抽出 (国立研究開 発法人 国立 精神・神経医 療研究センタ ー精神保健研 究所薬物依存 研究部)	令和7 年7月 16日	西矢倉三丁 目4番から 24番まで に住む昭和 35年10 月1日から 平成22年 9月30日 までに生ま れた男女	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克 彦	「全国メディ ア意識世論調 査」の実施の ための対象者 抽出 (NHK 放送文化研究 所世論調査部)	令和7 年9月 16日	追分六丁目 に住む平成 21年10 月末日まで に生まれた 男女
株式会社 日 本リサーチセ ンター 代表取締役 杉原 領治	「2025年国民 生活時間調査 」の実施のた めの対象者抽 出 (NHK放 送文化研究所 世論調査部)	令和7 年7月 29日	野村五丁目 に住む平成 27年12 月31日ま でに生まれ た男女	株式会社 日 本リサーチセ ンター 代表取締役 杉原 領治	「こども・若 者総合調査」 の実施のため の対象者抽出 (こども家庭 庁長官官房)	令和7 年10 月2日	南山田町、 御倉町、北 山田町に住 む昭和60 年4月2日 から平成2 7年4月1 日までに生 まれた男女
株式会社アー ルシー 代表取締役 平井 雅一郎	「滋賀の子ど もの声調査」 の実施のため の対象者抽出 (滋賀県)	令和7 年8月 20日	青地町、草 津町、大路 一丁目から 二丁目まで に住む平成 20年4月 2日から平 成21年4 月1日まで に生まれた 男女	株式会社 日 本リサーチセ ンター 代表取締役 杉原 領治	「生活意識に 関するアンケ ート調査(第 105回)」 の実施のため の対象者抽出 (日本銀行情 報サービス局)	令和7 年11 月14 日	南草津二丁 目に住む平 成18年1 月末日まで に生まれた 男女
株式会社サー ベイリサーチ センター 代表取締役 藤澤 士朗	「孤独・孤立 の実態把握の ための全国調 査」の実施の ための対象者 抽出 (内閣府 孤独・孤立対 策支援室)	令和7 年9月 10日	川原一丁目 から二丁目 に住む平成 21年12 月1日まで に生まれた 男女	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克 彦	「共生とネッ トワークに関 する調査」の 実施のための 対象者抽出 (国 立大学法人 大阪大学大学 院人間科学研 究科)	令和7 年11 月14 日	南草津三丁 目から五丁 目までに住 む昭和56 年1月1日 から平成2 年12月末 日までに生 まれた男女
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克 彦	「第7回くら しと生活設計 に関する調 査」の実施の ための対象者 抽出 (一般財団 法人ゆうちょ 財団研究部)	令和7 年9月 16日	上笠四丁目 34番から 末番までに 住む平成1 7年10月 末日までに 生まれた日 本人の男女	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克 彦	「令和7年度 国語に関する 世論調査」実 施のための対 象者抽出 (文 化庁国語課)	令和7 年11 月15 日	野路二丁目 に住む平成 21年12 月末日まで に生まれた 日本人の男 女
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克 彦	「自衛隊・防 衛問題に関す る世論調査 (附 帯調査:更生 保護制度)」 の実施のため の対象者抽出 (内閣府大臣 官房政府広報 室)	令和7 年9月 16日	野路東三丁 目1番に住 む平成19 年10月末 日までに生 まれた日本 人の男女	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克 彦	「外国人に関 する意識調査 (国際化と外 国人に関する 意識調査)」 の実施のため の対象者抽出 (NHK放送 文化研究所世 論調査部)	令和8 年2月 6日	南山田町に 住む平成2 0年4月末 日までに生 まれた日本 人の男女
				株式会社 日 本リサーチセ ンター 代表取締役 杉原 領治	「生活意識に 関するアンケ ート調査(第 106回)」 の実施のため の対象者抽出 (日本銀行情 報サービス局)	令和8 年2月 18日	平井五丁目 から六丁目 までに住む 平成18年 4月30日 までに生ま れた男女

(令和8年5月22日揭示済み)

草津市告示第255号

草津市情報セキュリティ委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和8年5月22日

草津市長 橋 川 渉

草津市情報セキュリティ委員会設置要綱

草津市情報セキュリティ委員会設置要綱（平成16年草津市告示第125号）の一部を次の表のように改正する。
（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（設置） 第1条 <u>草津市情報セキュリティ基本方針および草津市情報セキュリティ対策基準</u>（以下「セキュリティポリシー」という。）を総合的、体系的に推進するため、草津市情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 第2条～第7条 <現行どおり>	（設置） 第1条 <u>本市の情報資産（ネットワークおよび情報システムに係るすべての情報をいう。）に関する情報セキュリティ対策</u>（以下「セキュリティポリシー」という。）を総合的、体系的に推進するため、草津市情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 第2条～第7条 <省略>

付 則

この要綱は、令和8年5月22日から施行する。

（令和8年5月22日揭示済み）

草津市告示第256号

草津市実証実験支援補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和8年5月25日

草津市長 橋 川 渉

草津市実証実験支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、地域内外の企業等多様な主体との連携を図り、スタートアップの初期段階における社会実装に向けた新しい技術やサービスの実証実験を通して、本市からイノベーションを創出し、社会課題の解決や市民生活の質向上を図り、本市の産業振興に資するため、予算の範囲内において草津市実証実験支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「スタートアップ」とは、革

新的な事業に挑戦し、社会に新しい価値を提供することや社会に貢献することによって事業を成長させることを目指し、市内で新たなビジネスアイデア等の実証に取り組む事業者をいう。

（本市の役割）

第3条 本市は、実証実験において、実験および検証のフィールドの提供、実施方法、法制度および安全面に関連するアドバイス、補助金の交付等の各種支援を行う。

（補助対象者）

第4条 補助対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 補助金の交付申請時点で事業活動を営むスタートアップまたは交付申請後1年以内に事業活動を営む予定の個人であること。
- (2) 税金の未納がないこと。
- (3) 実証実験を行う過程または結果として、社会課題および地域課題の解決への寄与により、本市の産業振興または市民生活の向上等の効果をもたらす可能性のある事業計画を有すること。
- (4) 提案する企画および事業計画を主体的に実施で

き、かつ、それらを市内で実施すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団もしくは同条第6号の暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者
- (2) その他市長が適当でないと認める者（補助対象事業）

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、交付決定日から交付決定に係る年度の2月末日までに完了した実証実験で、次の各号に掲げる要件すべてに該当するものとする。

- (1) 社会課題および地域課題の解決に資する事業であること。
- (2) 将来に自立的な事業の継続が見込まれること。
- (3) 技術、サービス等の実用化に向けた市内で実施する事業であること。
- (4) 事業の効果が市内産業振興や市民や地域に直接的に及ぶ事業であること。
- (5) 宗教的または政治的な意図を有した事業でないこと。
- (6) 法令等または公序良俗に反する事業でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の風俗営業に係る事業でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、補助対象事業としない。

- (1) 提出書類や提案内容に虚偽の記載があった場合
- (2) 本要綱に違反した場合（補助対象経費）

第6条 補助金の対象経費（消費税および地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。

（補助金額等）

第7条 補助金額は補助対象経費の合計に3分の2を乗じて得た額とし、補助金額の上限は100万円とする。

2 前項の補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請等）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、草津市実証実験支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 補助対象経費の内訳を示す書類（見積書等）

(3) 第4条第1項第1号および第2号を証明する資料。ただし、申請後1年以内に事業活動を営む予定の個人の場合は誓約書（別記様式第3号）

(4) その他市長が特に必要と認める書類（交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、草津市実証実験支援補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、当該申請者（以下「交付決定者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、草津市実証実験支援補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により、理由を付して通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の可否について、審査があった日から30日以内に決定し、通知しなければならない。

4 市長は、補助金の交付決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助対象事業に要する経費の配分の変更（総事業費の20パーセント以内の流用や増減を除く。）、補助対象事業の内容の変更または補助対象事業の廃止をしようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合または補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。（交付決定の変更申請等）

第10条 交付決定者は、前条第1項の規定による通知を受領した後、補助事業等の変更が生じるときは、あらかじめ、草津市実証実験支援補助金に係る事業変更承認申請書（別記様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に基づく承認を行うときは、草津市実証実験支援補助金に係る事業変更承認決定通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

3 補助金の増額を伴う変更は認めない。（事業の廃止）

第11条 交付決定者は、補助事業を廃止しようとする場合は、草津市実証実験支援補助金に係る事業廃止届（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による廃止届の提出があった場

合は、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、草津市実証実験支援補助金に係る事業廃止承認通知書（別記様式第9号）により通知するものとする。
（実績報告）

第12条 補助金の実績報告をしようとする者は、草津市実証実験支援補助金実績報告書（別記様式第10号）に、次に掲げる書類を添え、提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費を支出したことを証する書類（領収書等）
- (2) 事業完了および実績を示す書類
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

2 前項の規定による実績報告書の提出期限は、事業完了後1月以内または当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までとする。

3 提出された書類について確認が必要な場合は、交付決定者は市長の求めに応じて説明をしなければならない。

4 第1項の書類により事業を実施したことを確認できない場合は、市長は交付決定者に対し追加資料の提出を請求できるものとする。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査および現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が交付金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、草津市実証実験支援補助金交付確定通知書（別記様式第11号）により通知するものとする。

（補助金の請求および交付）

第14条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、草津市実証実験支援補助金交付請求書（別記様式第12号）により速やかに市長に請求するものとする。

2 市長は、草津市実証実験支援補助金交付請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付する。

（立入検査等）

第15条 市長は、補助金の適正な交付のため、必要があるときは、交付決定者に対して報告を求め、または担当職員に当該事務所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。この場合において、立ち入る職員は、その身分を示す職員書を提示しなければならない。

（決定の取消し）

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに

該当する場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 第11条の規定により補助事業を廃止したとき。
- (3) 補助対象事業を承認なく変更し、または廃止したとき。
- (4) 虚偽その他の不正な行為により補助金の交付を受け、または受けようとしたとき。
- (5) この要綱の規定またはこれに基づく指示に違反したとき。
- (6) その他法令またはこれらに基づく指示もしくは処分違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、草津市実証実験支援補助金交付取消通知書および返還命令書（別記様式第13号）により交付決定者に通知するものとする。

（書類の整備）

第17条 交付決定者は、補助対象事業に係る経費の収入支出を明らかにした帳簿証拠書類その他関係書類を整備しておかなければならない。

2 前項に規定する書類は、補助対象事業が終了した年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（不可抗力に対する補助対象事業の取扱い）

第18条 前各条の規定にかかわらず、天災等交付決定者の責めに帰することができない事由により、事業期間内に補助対象事業の完了が困難となった場合の取扱いについては、市長が別に定める。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年5月25日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第6条関係）

補助対象経費	内容
直接人件費（補助申請額の4分の1まで）	事業に直接関与する者の人件費
原材料費	試作品などに直接使用する原料および材料の購入に要する経費
設備備品費	取得価格10万円以上の購入に要する経費（汎用性が高い物品は除く。）
消耗品費	消耗品の購入に要する経費
旅費・交通費	出張に係る経費、講師等の交通費実費
謝金	事業実施に必要な活動を行うため、講師等に支払う謝金（源泉徴収税額を含む。）
外注委託費	ホームページの作成に伴う経費、データの分析に伴う経費、保守管理費等
マーケティング調査費	販路開拓・拡大に係る調査費用等
広報活動費	広告宣伝費等
借料	事業に専ら使用する車両、パソコン、プリンタ等機器のリース・レンタル費等
賃借料	事業実施に必要な施設や土地を借り上げる経費等
通信運搬費	事業実施に必要な運搬費やデータ通信費
保険料	事業実施に必要な物品・設備備品等に係る保険料
知的財産権取得経費	知的財産権取得に係る経費
その他	市長が必要かつ適当と認める経費

別記

様式第1号（第8条関係）

草津市長 宛
年 月 日

申請者
住 所
氏名または名称
代表者氏名
連絡先（担当者名）
（電話番号）
（E-mail）

草津市実証実験支援補助金交付申請書

草津市実証実験支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり草津市実証実験支援補助金の交付を申請します。

記

1. 申請事業名（補助事業名）：

2. 総事業費、補助対象経費、交付申請額（単位：円）		
総事業費	補助対象経費	交付申請額

3. 補助事業期間	
開始予定年月日	完了予定年月日
年 月 日	年 月 日

4. 添付書類
- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 補助対象経費の内訳を示す書類（見積書等）
- (3) 第4条第1項第1号および第2号を証明する資料（申請後1年以内に事業活動を営む予定の個人の場合は誓約書（別記様式第3号））
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

様式第2号（第8条第1号関係）

事業計画書

1. 事業概要

(1)事業名	
(2)事業目的	(本事業が果たしようとする社会課題や地域課題、本市の政策課題等)にどのように応答するかを具体的に記述してください。)
(3)事業内容	(具体的な実施内容、実施場所、実施期間、ターゲット層、目標などを詳細に記載してください。)
(4)本事業に係る技術概要	(実証実験に用いる技術の新規性、獨創性、独自性などを具体的に記述してください。)
(5)事業スケジュール	(計画開始から完了までの具体的な工程を記述してください。)
(6)事業終了後の展望	(計画の自主性、継続性、本町における波及効果などについて具体的に記述してください。)
(7)その他特記事項	

2. 事業費の内訳		
区分（経費の内容）	経費（円）	積算根拠（単価×数量）
総事業費(a)		円

補助対象経費（(a)のうち対象外経費を除いた額）(b)	円
(b)×2/3 (c)	円
(c)の千円未満を切り捨てた額 (d)	円
交付申請額	円
((d)と補助上限額1,000,000円のいずれか小さい額)	

3. 本事業に係る資金調達計画		
区分（収入の種類）	予算額	説明
市補助金	円	
自己資金	円	
その他（ ）	円	
合計	円	

様式第3号（第8条第3号関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者
住 所
氏 名

誓約書

草津市実証実験支援補助金交付要綱に基づく補助金の申請にあたり、補助金の申請後1年以内に、事業活動を営むことを誓約します。

上記の誓約内容に虚偽があった場合には、交付決定の取消し、補助金の返還、その他一切の不利益処分について異議なく応じます。

様式第4号（第9条第1項関係）

草 第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市実証実験支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市実証実験支援補助金について、下記のとおり交付することを決定したので草津市実証実験支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

補助年度	年度
交付決定額	円
交付条件	(1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。 (2) 補助事業に要する経費の配分の変更(総事業費の20パーセント以内の流用や増減を除く。)、または補助事業の内容の変更、補助事業の廃止をしようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。 (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

様式第5号（第9条第2項関係）

草 第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市実証実験支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市実証実験支援補助金について、下記のとおり交付しないことと決定したので草津市実証実験支援補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

補助年度	年度
交付申請額	円
交付しないことを決定した理由	

様式第6号（第10条第1項関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者
住 所
氏名または名称
代表者氏名

草津市実証実験支援補助金に係る事業変更承認申請書

年 月 日付け草 第 号で補助金の交付決定のあった草津市実証実験支援事業について、内容の変更を行いたく草津市実証実験支援補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請年度	年度
補助事業の変更内容	
変更する理由	

様式第7号（第10条第2項関係）

草 第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市実証実験支援補助金に係る事業変更承認決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった補助対象事業の変更について、下記のとおり承認したので草津市実証実験支援補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

補助年度	年度
承認した変更内容	

様式第8号（第11条第1項関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者
住 所
氏名または名称
代表者氏名

草津市実証実験支援補助金に係る事業廃止届

年 月 日付け草 第 号で補助金の交付決定のあった補助対象事業について、下記の理由により事業を廃止したいので、草津市実証実験支援補助金交付要綱第11条第1項の規定により、届け出ます。

記

補助年度	年度
廃止理由	
廃止予定年月日	年 月 日

様式第9号（第11条第2項関係）

草 第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市実証実験支援補助金に係る事業廃止承認通知書

年 月 日付けで届出のあった、補助対象事業についての廃止を承認しましたので、草津市実証実験支援補助金交付要綱第11条第2項の規定により、通知します。

様式第10号（第12条第1項関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者
住 所
氏名または名称
代表者氏名

草津市実証実験支援補助金実績報告書

年 月 日付け草 第 号で補助金の交付決定のあった補助対象事業について、草津市実証実験支援補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

補助年度	年度
事業完了日	年 月 日
交付決定額	円
補助対象事業の実績額	円

- 添付書類：
- (1) 補助対象経費を支出したことを証する書類（領収書等）
 - (2) 事業完了および実績を示す書類
 - (3) その他市長が特に必要と認める書類

1. 事業実施の結果

(1)事業名	
(2)事業報告	（事業の具体的な実施内容、実施結果、当該計画との差異等を詳細に記載してください。）
(3)事業成果	（本事業により得られた成果、目標達成度、課題解決への寄与などを具体的に記載してください。）
(4) 今後の展望	（事業終了後の継続性、本市における波及効果などについて具体的に記載してください。）
(5)その他特記事項	

2. 事業費の内訳

区分（経費の内容）	経費（円）	積算根拠（単価×数量）
総事業費(a)	円	

補助対象経費（(a)のうち対象外経費を除いた額）(b)	円
(b)×2/3（c）	円
(c)の千円未満を切り捨てた額（d）	円
交付実績額 ((d)と補助上限額1,000,000円のいずれか小さい額)	円

3. 本事業に係る資金調達実績

区分（収入の種類）	予算額	説明
市補助金	円	
自己資金	円	
その他（ ）	円	
合計	円	

様式第11号（第13条第1項関係）

草 第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市実証実験支援補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった、補助対象事業について、草津市実証実験支援補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

補助年度	年度
交付決定額	円
確定額	円

様式第12号（第14条第1項関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者
住 所
氏名または名称
代表者氏名

草津市実証実験支援補助金交付請求書

年 月 日付け草 第 号で額の確定の通知があった草津市実証実験支援補助金について、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

1 円

2 振込先口座

振込先	金融機関名	銀行・農協・信用金庫 信用組合・労働金庫				本店・支店 代理店・出張所			
	口座の種類	普通	当座	口座番号					
	(ふりがな)								
	口座名義人	※通帳の名義欄に記載されているとおり省略しないで記入してください							

様式第13号（第16条第2項関係）

草 第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市実証実験支援補助金交付取消通知書および返還命令書

年 月 日付け草 第 号にて交付決定をした補助金について、草津市実証実験支援補助金交付要綱第16条第1項の規定により、交付決定の（全部・一部）を取り消したので次のとおり補助金の返還を命じます。

記

取消後交付決定額	円
返還額	円
返還期限	年 月 日
取消理由	

（令和8年5月25日揭示済み）

草津市告示第257号

草津市実証実験支援補助金審査委員会設置要綱を次のとおり制定する。

令和8年5月25日

草津市長 橋 川 渉

草津市実証実験支援補助金審査委員会設置
要綱
（設置）

第1条 草津市実証実験支援補助金（以下「補助金」という。）の交付申請者に対し、市が補助金の交付を決定するにあたり、意見を交換するため、草津市実証実験支援補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審査委員会の各委員は、次の各号に掲げる事項について意見の交換を行うものとする。

- 募集期間内に提出された事業計画書等
 - 書類審査、プレゼンテーション審査会での提案内容
 - 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。
- （組織）

第3条 審査委員会は、5人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委託する。

- (1) 事業性の評価に知見を有する者
- (2) 地域の実情に精通する者
- (3) 公益重視の事業に知見を有する者
- (4) 行政との連携および共創に知見を有する者
- (5) その他専門的知見を有する者など市長が適当と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委託された日から当該年度の3月31日までとする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長等)

第6条 審査委員会に、委員長および副委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査委員会の会議（オンライン会議を含む。）は、委員長が招集する。

2 審査委員会は、3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議は、原則として非公開とする。

4 提案された事業の企画内容の審査および事業評価は、草津市実証実験支援事業募集要領に基づいて行う。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、環境経済部企業立地推進室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年5月25日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

(令和8年5月25日揭示済み)

草津市告示第258号

指定管理者の軽微な変更について

令和4年草津市告示第58号により告示した事項に変更があったので、草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第11条第3項の規定により告示する。

令和8年5月26日

草津市長 橋 川 渉

1 公の施設の名称、所在地

名称 草津市立障害者福祉センター

所在地 草津市西渋川二丁目9番38号

2 指定管理者

名 称 特定非営利活動法人 草津市心身障害児者連絡協議会

住 所 「草津市大路二丁目3番11号」を「草津市草津一丁目3番5号」に変更する。

代表者名 「理事長 園田 実乗」を「理事長 権田 五雄」に変更する。

3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(令和8年5月26日揭示済み)